

昼食、送迎付きで好評～地域のサロンに大変身

すずらん台の生き生きサロン「サロンすずらんクラブ」を紹介します。



当サロンは、本年4月から活動を開始し、毎月第1・3金曜日にすずらん台地区の西集会所で開催しています。現時点での参加者は20名程度です。

ここでは、参加者全員が主催者となり、会場準備や片付け、お茶出しや掃除等、自分のできることを積極的にしています。そして、会場への送迎をお手伝いすることで、引きこもり防止にもなると考えています。

参加者の大きな楽しみは、おしゃべりと昼食です。昼食は、宅配弁当や手作りカレー等ですが、皆で食べると一層美味しくなると大変好評です。



また、サロンの始まりと終わりに行う体操や、童謡・民謡・演歌を納めた手作りの歌詞本を手に歌うことが元気の源になっています。参加者からは、サロンが待ち遠しいという声も多く聞かれます。

サロン立ち上げのきっかけは、15年間続いた会員制サロンが解散するというのを聞きつけ、無くなるのは寂しい、なんとか存続して欲しいという強い要望があったことです。

元民生委員・児童委員数名を含むメンバーが主となり、名張市社会福祉協議会の支援を得ながら、新たに立ち上げたという次第です。

今では、すずらん台全住民が参加できるサロンに生まれ変わりました。

ボランティア活動保険

国内に於けるボランティア活動中の偶発な事故により、ボランティア自身が被った「ケガ」や、ボランティア自身が活動の対象者など他人の身体や財物に損害を与えた結果、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任損害」に対する補償をセットにした保険です。保険期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間です。(年度途中で加入された方は、加入手続き完了日の翌日0時から当該年度の3月31日までとなります)

活動にあたって、万が一のケガや事故に備えてボランティア活動保険に加入することをお勧めします。

ボランティア活動保険と行幸用保険のご紹介



ボランティア行幸用保険

福祉活動やボランティア活動などを目的とした、または市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事参加中に行事参加者が偶発的な事故で「ケガ」をした場合の傷害保険です。

行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償のふたつの補償がセットになった保険です。

※この保険は行事参加者全員(主催者、スタッフ等を含む)が加入する制度となっています。

詳細は……

- ・当会ホームページ
・当会窓口・福祉まちづくりセンター までお問合せください
ふれあい TEL 63-1111
福祉まちづくりセンター TEL 62-7388

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。マスクの着用も緩和され、社会生活も以前に戻りつつあります。しかしながら、感染者数は増加傾向にあるようです。高齢者や乳幼児に関わることの多い私たち民生委員・児童委員は、今しばらく注意しながらの活動が必要ですね。今回の62号は、介護保険の仕組みについての特集です。見回り活動をする中で、相談や質問等があった時の参考にしていただけると嬉しいです。(S. K)

- 高嶋 平四郎(比奈知地区)
金澤 純代(北部地区)
池田 静(名張鴻希地区)
森 恵美(蔵持地区)
大森 一彦(錦生・赤日地区)
浦野 弘一(箕曲地区)
塚 晃生(くにつじ地区)
大川 智子(桔梗が丘地区)



2023年7月15日発行
第62号(年3回発行)
名張市民生委員児童委員協議会連合会広報委員会
事務局:名張市医療福祉総務室
電話:0595-63-7579

名張市民生委員児童委員協議会連合会定例総会

令和5年度の【名張市民生委員児童委員協議会連合会定例総会】が5月18日(木)に名張産業振興センターアスピアを会場として開催されました。

全員による『民生委員児童委員信条』朗読と『民生委員の歌-花咲く郷土』斉唱に続いて、開会の挨拶として連合会の狩野会長は「新しい生活様式を踏まえて、民生委員・児童委員の活動はますます重要性を増してきている。また、こどもまんなか社会の実現に向けて児童委員としての活動にも期待が寄せられている。」とさらなる活動の充実を訴えました。



令和5年度 《事業計画の基本方針》

- 地域のつながりを大切にし、様々な課題を抱えた人々を支え、関係機関と連携し活動を行っていく
○地域の子育て応援団として積極的に子育て・子育てを支える地域を目標し、課題を抱える親子については早期に発見・支援に努める
○引き続き民生委員・児童委員活動の一層強化に努める



令和5年度 《重点事業》

- 1. 多様化・複雑化する福祉課題に対応した民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動の推進
2. 民生委員・児童委員活動の周知・啓発及び資質向上のための各種研修の充実
3. 地域における要援護者への見守り活動の推進
・一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯への支援
・子どもや子育て家庭への支援
・障害者世帯への支援
・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた要援護者の見守り支援



名張市民生委員児童委員協議会連合会全体研修会

2月16日(木)adsホールにて【名張市民生委員児童委員協議会連合会全体研修会】が開催されました。『民生委員児童委員信条』朗読に始まり、『民生委員の歌』の斉唱、連合会会長挨拶、来賓挨拶と続き

ました。今回の研修は奥中雅則氏による「ノーマライゼーションから考える共生社会」という演題での人権研修でした。ノーマライゼーションとは、障がいのある人が、障がいのない人と同じように生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指すことです。「周りが変わる、自分が変わる」ことの大切さを考える機会となりました。

次に連合会会長の藤村純子氏による「民生委員・児童委員の活動を振り返って」と題しての講演を聞きました。4期12年間の豊富な取り組みから、高齢者の方との出会いから学んだことや児童との挨拶運動で大切にしてきたこと、地域との協力や連携など身近な活動をたくさん聞かせていただきました。これから民生委員・児童委員として活動する上での心構えや役割の大切さを考えることができました。



名張市地域環境部 人権・男女共同参画推進室 奥中 雅則 氏



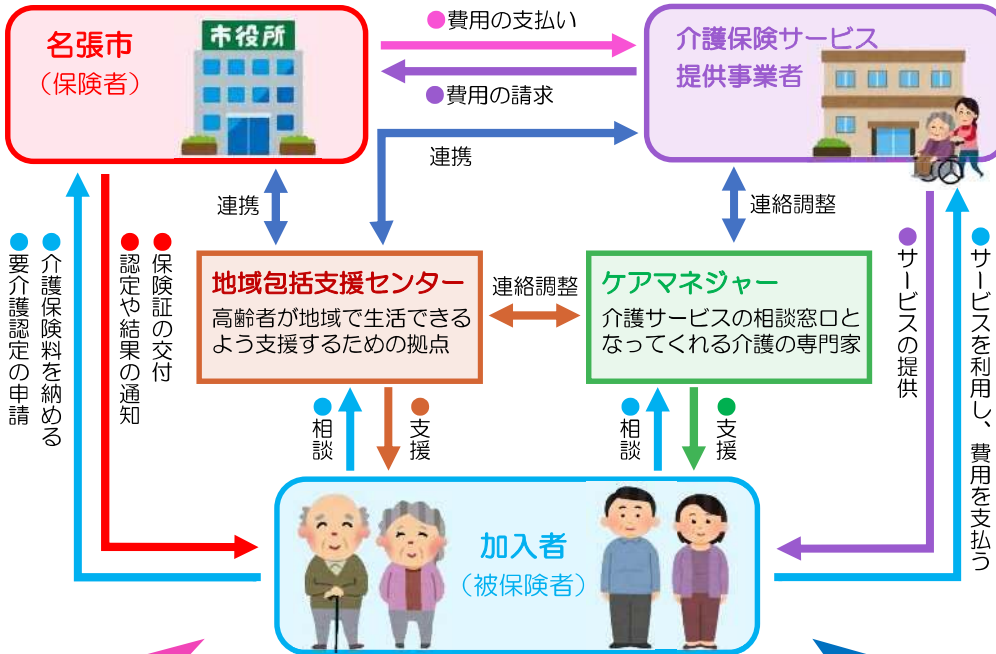
前名張市民生委員児童委員協議会連合会会長 藤村 純子 氏

特集：介護保険

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。名張市が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。

介護が必要になったときには、費用の一部（1～3割）を負担することで介護保険サービスを利用することができます。



●要介護認定の申請

●介護保険料を納める

●保険証の交付

●認定や結果の通知

●連携

●連絡調整

●サービスの提供

●サービスの利用し、費用を支払う

●相談

●支援

65歳以上の方
(第1号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

「要介護認定」（介護や支援が必要であるという認定）を受けた方。

※65歳以上の方は、介護が必要になった原因を問わず、介護保険を利用できます。

40～64歳の方
(第2号被保険者)

【介護保険を利用できる方】

介護保険の対象となる病気（特定疾病16種類）が原因で「要介護認定」を受けた方。交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。

「地域包括支援センター」とは？

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する総合相談窓口です。

- 高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉に関する相談への対応・支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業 など

「ケアマネジャー」とは？

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

- 要介護認定の申請代行
- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し など

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業者」等に所属しています。

介護保険 Q&A ... 申請手続き編



Q1 ひとり暮らしの母に介護保険サービスを受けさせたいのですが、どうしたらいいですか？

A1 介護保険のサービスを受けるには、要介護認定を受ける必要がありますので、要介護認定申請の手続きを行う必要があります。



Q3 本人が申請しないとダメですか？

A3 ご家族様でも手続き可能です。申請書には、主治医の先生の氏名や医療機関名を記載していただくので、事前にご本人に確認しておいてください。



Q5 要介護認定申請をした後の流れを教えてください。

A5 要介護認定は、調査員による訪問調査と主治医の意見書を基に、認定審査会で決定されます。



今年度の『ほっとnなばり』は、引き続き介護保険についての特集を予定しています。委員のみなさまの介護保険・サービスについての疑問や質問がございましたら、広報委員会までお知らせください。

nabari.minsei@gmail.com

Q2 どこで手続きをするの？

A2 手続きの窓口は、市役所1階5番窓口「介護・高齢支援室」あるいは、各地域の「まちの保健室」で申請手続きができます。郵送による手続きもできます。

Q4 要介護認定申請に必要な主治医とは、誰をいうのでしょうか？ 複数の病院を受診しているのですが。。

A4 日常生活に介助が必要となる主要因の病気の医師、あるいは現在の本人の状態をよく把握しているかかりつけの医師を記載してください。主治医意見書の作成を市役所から依頼しますので、申請の前後に診察を受けて、要介護認定の申請することを伝えておいてください。

Q6 訪問調査とはどのようなものですか？

A6 認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状態・その置かれている環境・その他病状や医療の状況について、対面で調査を行います。日頃の状況の聞き取り等を行いますので、本人による意思疎通が難しい等の場合はご家族の同席をお願いします。同席できない場合は、電話等で別途聞き取りをさせていただきますので、申請時や訪問調査日程調整時にその旨お伝えください。

3部会の研修会が開催されました

児童福祉部会 (6月15日)

『児童虐待の現状と対策』
講師：名張市教育委員会 学校教育室 エリアディレクター

- ・通告義務は守秘義務に優先します。
- ・「もしかして？」と思ったら、ためらわずに相談・通告して下さい。

☎189 (いちばやく)

地域の児童相談所につながります。

高齢者福祉部会 (6月23日)

『車椅子の取り扱いに関する研修』
講師：株式会社 愛安住 名張営業所職員

いろいろな種類の車椅子を実際に、乗ったり押したりして体験しました。レンタルすることで、障がい度合いに応じての変更が可能になり、定期的にメンテナンスもされるのとことです。

障害者福祉部会 (6月27日)

『障害者福祉に関する研修』
講師：名張市福祉子ども部障害福祉室職員

障がいのある人・ない人が共に暮らしやすいまちづくりを目指し、困っている方には勇気を出して声をかけましょう！ 障害者福祉に関する制度を利用するためには、障害者手帳の取得が必要です。